

令和 5 年 5 月 8 日

保護者 様

南の丘学園袋井市立袋井南中学校長 小嶋 久典

### 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う対応について

日頃、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、本校では下記の対応に変更いたします。

つきましては、生徒が医療機関を受診して、インフルエンザあるいはコロナウイルス感染症と診断された場合には、下記の対応に御協力をお願いいたします。

対応は大きく変更になりますが、お子様の体調管理や罹患時の対応について、引き続き皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 通常の対応

- (1) **5月8日(月)以降は、コドモンでの検温の報告は不要**です。
- (2) **欠席や遅刻等の場合は、毎朝 8 時まで**にコドモンでの連絡をしてください。
- (3) 早退をする場合は、お迎えの欄に「お迎え時間」と「誰が来るか」を入力してください。なお、自分で帰宅させる場合は「その他」を選択して、「備考」にその旨を入力してください。
- (4) **濃厚接触に伴う出席停止の対応はなくなりましたが**、本人に風邪症状等がある場合は検査を受けたり医療機関を受診したりしてください。

#### 2 生徒自身が医療機関を受診して、インフルエンザまたはコロナと診断された場合

- (1) 生徒自身がインフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症に罹患したことを、学校までコドモン等で連絡してください。
- (2) **学校 HP またはコドモンの「資料室」から「経過観察表」をダウンロードし、印刷して、毎日朝夕の体温を記録してください。**  
(もし、ダウンロードできない場合は、学校まで用紙を取りに来てください。)
- (3) インフルエンザの場合は、発症後 5 日かつ症状が軽快後に 2 日が経過したら、登校する旨をコドモンで連絡した上で、学校に登校させてください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の場合は、発症後 5 日かつ症状が軽快後に 1 日が経過したら、登校する旨をコドモンで連絡した上で、学校に登校させてください。
- (5) **生徒は登校したら、経過観察表を持参して、まず保健室に行く**ようにさせてください。養護教諭に学校保健安全法に定められた出席停止期間が経過したことを確認後、許可されてから教室に移動させてください。

#### 3 児童・生徒本人に発熱や風邪等の症状がある場合

- (1) **発熱や風邪症状だけでは、生徒は出席停止にはなりません。**インフルエンザウイルスまたは新型コロナウイルス感染の可能性もありますので、状況によって速やかに医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。
- (2) 検査を実施した場合は、検査結果が明らかになるまでは登校を控えてください。

#### 4 その他

- (1) **マスクの着用は個人の判断となります**が熱中症防止の対応にも御配慮ください。
- (2) 様々な校内の活動も、感染防止に配慮しながら通常の活動を実施していきます。
- (3) 何か御不明な点がありましたら、学校まで御相談ください。

担当 教 頭 (神田)  
電話 4 2 - 3 1 6 1